

# News Release

2021年6月16日

## 「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」 事前確認の受付開始

このたびは、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社福岡銀行（取締役会長兼頭取 柴戸 隆成）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた事業者の皆さまのご支援にあたり、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下、月次支援金）」の登録確認機関として登録されました。

また、本日より弊行に事前確認をご希望されるお客さまの受付を開始いたします。なお、弊行では事業性融資取引があるお客さまの受付に限定させていただきますので、ご了承ください。

記

### ■ 月次支援金 制度概要

- 月次支援金は、2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けている中小法人・個人事業主の皆さまに支給される支援金です。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者</li><li>2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少した事業者</li></ul> <b>※地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者は対象外です</b>
給付額	<ul style="list-style-type: none"><li>2019年又は2020年の基準月売上 - 2021年の対象月の売上</li><li>上限は、中小法人20万円/月、個人事業主10万円/月</li></ul>

- 制度の詳細、申請手続きにつきましては、月次支援金 事務局ホームページをご確認ください。

【月次支援金ホームページ（中小企業庁）】 <https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin/index.html>

### ■ 弊行受付概要

- 月次支援金の申請にあたっては、月次支援金事務局から申請IDの発行を受けられた後に、登録確認機関（金融機関等）から事前確認を受けていただく必要がございます。

※一時支援金を受給されたお客さまは、月次支援金で改めて事前確認を受けていただく必要はございません。また一度事前確認を受けられたお客さまは2回目以降の申請時には、事前確認を受けていただく必要はございません。

- 弊行は登録確認機関として、弊行に事業性融資取引があるお客さまの事前確認を受付いたします。

#### <受付対象者> 弊行に事業性融資取引があるお客さま

※弊行に事業性融資取引がないお客さまは、最寄りの登録確認機関へご連絡いただくか、月次支援金事務局にご相談ください。

【登録確認機関】登録確認機関として登録されている金融機関、商工会議所・商工会、税理士 等

検索ホームページ：<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

月次支援金事務局 TEL：0120-211-240

## ■ 受付方法

### 1. 専用フリーダイヤル

【電話番号】 0120-092-567      【受付時間】 平日（銀行営業日のみ） 9時～17時

### 2. 弊社ホームページ

弊社ホームページからも受付しております（24時間受付）。受付されたお客さまには、改めて弊社担当者からご連絡させていただきます。以下のURLまたはQRコードにアクセス頂き、必要事項について入力してください。

【URL】 <http://www.fukuokabank.co.jp/forms/pc/shienkin>

【QRコード】



以 上

【本件に関するお問合せ先】

営業統括部 法人金融グループ 一丸・東      TEL 092 - 723 - 2512